ロ　割引率

割引率は50パーセントとする。

なお、本割引適用後の料金の額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

⑤　通勤割引

イ　割引をする自動車

午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間に料金所を通行するＥＴＣ車。

ただし、上記の自動車が通勤割引の適用を１回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間をいう。）に料金所を再度通行する場合を除く。

ロ　割引率

割引率は50パーセントとする。

なお、本割引適用後の料金の額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

⑥　平日夜間割引

イ　割引をする自動車

平日の午前４時から午前６時までの間又は平日の午後８時から翌午前０時までの間に料金所を通行するＥＴＣ車。

ロ　割引率

割引率は30パーセントとする。

なお、本割引適用後の料金の額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

⑦　平日昼間割引

イ　割引をする自動車

平日の午前６時から午後８時までの間に料金所を通行するＥＴＣ車。

ロ　割引率

割引率は30パーセントとする。

なお、本割引適用後の料金の額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

⑧　休日特別割引

イ　割引をする自動車

休日及び平成26年４月28日に料金所を通行するＥＴＣ車のうち、普通車。

ロ　割引率

割引率は50パーセントとする。

なお、本割引適用後の料金の額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

⑨　障害者割引

イ　割引をする自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年９月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の㈠又は㈡の要件を満たすものとして、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

㈠　手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

㈡　手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第５号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年９月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき西日本高速道路株式会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

ロ　割引率

割引率は50パーセント以下とする。

⑩　乗合型自動車回数券割引

イ　割引をする自動車

当該回数券により、道路運送法の定めに基づく乗合旅客の運送を行うために本道路を通行する別添１―５に掲げる乗合型自動車。

ロ　割引率

割引率は30パーセントとする。

ハ　適用する期間

平成26年４月１日から平成26年９月30日までとする。

ニ　経過措置

従前の料金にかかる回数券については、平成26年４月１日から６か月間に限り、従前と同様に使用できるものとする。

⑪　割引相互の適用関係

イ　割引相互間の重複適用関係

①及び②並びに④から⑨に定める割引相互間の重複適用関係は別添10のとおりとする。

ロ　重複適用無しと定めた割引の適用方法

別添10において重複適用無しと定めた割引のうち２以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

⑫　企画割引

貸付料の支払いに支障のない範囲内で、以下のとおり割引を実施することができる。

イ　割引をする自動車

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。